

子どもたち・学校・先生のための「オーエン団」

OEN Osaka city Education Network Guidebook ver.3

大阪市の子どもたち・学校園・先生を応援する

『とっておきの方法』が **OEN** **ここ** にある



目次

OENの趣旨・概要	
OENでみなさまに実施していただきたいこと・実施していただけること……………	1
教職員の研修・研究をご支援ください(実施要綱第2条第1号の取組)	
出前授業や施設見学などの実施にご協力ください(実施要綱第2条第2号の取組)	
教職員を対象としたセミナー・イベントを実施できます(実施要綱第2条第3号の取組)	
学校園の現場視察を行うことができます(実施要綱第2条第4号の取組)	
学校園を実習の場として活用できます(実施要綱第2条第5号の取組)	
OENへの登録から取組の実施までのイメージ……………	3
教職員の研修・研究、出前授業、施設見学等の場合(実施要綱第2条第1号及び第2号の取組)	
教職員を対象としたセミナー・イベントの場合(実施要綱第2条第3号の取組)	
学校園の現場視察、実習の場として活用の場合(実施要綱第2条第4号及び第5号の取組)	
OENの対象となる「企業や大学等」の範囲……………	4
OENへの登録……………	4
登録の方法	
OEN検索ページ	
登録内容の変更	
登録の取消し	
取組の中断	
取組の実施……………	7
事前の打ち合わせ	
出前授業実施の手引き	
OENコーディネーター	
実施報告	
取組内容の公表	
Q&A……………	9
Osaka city Education Network 事業実施要綱……………	10
改訂履歴……………	13

- ・ **Q&A** マークは、9ページのQ&Aのページに関連する内容が掲載されていることを表しています。
- ・ このガイドブックでは、Osaka city Education Network 事業実施要綱のことを「実施要綱」と書き表しています。

OEN の趣旨・概要

Osaka city Education Network (以下、「OEN」) は、大阪市の教育方針に沿った協力をいただける企業や大学等によるネットワークです。

これまで大阪市では、個々の学校園がそれぞれ専門的な知見を提供いただける企業や大学等のみなさまを探し、教育課題の解決を図ってきました。しかし、まだまだ多くの学校園がみなさまの様々な専門的な知見を必要としています。そこで、多様な企業や大学等のみなさまと連携することができる仕組みとしてOENを構築することとしました。

大阪市は、多くの企業や大学等のみなさまにOENに登録いただき、大阪市の子どもたち、学校園、先生のために、みなさまの専門的な知見を活かした取組を実施していただきたいと考えています。みなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

OENでみなさまに実施していただきたいこと・実施していただけること

教職員の研修・研究をご支援ください(実施要綱第2条第1号の取組)

グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など、社会が急激に変化する中、教職員は実践的指導力を高めるとともに知識・技能を絶えず刷新し続けることが必要です。そのため、大阪市の教職員は、学校園の内外で様々な研修を受講するだけでなく、自ら研修を企画、運営し、さらには教育課題の解決に向けた研究にも取り組んでいます。

みなさまの専門的知見により、これらの教職員の研修・研究をご支援いただくことで、より幅広い分野の研修・研究を企画することができ、より一層の実践的指導力の向上と知識・技能の刷新を図ることができます。

出前授業や施設見学などの実施にご協力ください(実施要綱第2条第2号の取組)

産業や経済の変容は雇用形態の多様化・流動化にも直結し、子どもたちが将来に不安を感じ、学校での学習に自分の将来との関係で意義が見出せず、学習意欲が低下し、学習習慣が確立していないといった状況も指摘されています。

みなさまにご提供いただく出前授業や施設見学などを通じて、子どもたちは「本物」と出会うことができます。「本物」との出会いを重ねることで、子どもたちは学校での学習の意義を知り、なりたい自分を見つけ、将来の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てていくことができるようになります。

Topic

「探究学習」とは

自ら問いを立て、その解決に向き合う学びを「探究学習」といいます。企業や大学等のみなさまとともに、より「リアルな問い」を立て、子どもたちの学びを深めていくため、産学官が連携した「学びの場づくり」が社会全体で広がってきています。

学校園では、探究学習を共に進めていただける皆様を求めています。複数の企業等のみなさまと一緒に実施していただくなどのコーディネートを行うこともできます。ご興味、ご関心をお持ちいただけましたら、総合教育センターまでお問い合わせください。

(プロスポーツチームとの取組例)



来場者を増やすには？
という問いを設定



課題を確認するため
社員の方にインタビュー



課題解決に向け友達と話し合い、アイデアを商品化



来場者数の増加を達成

教職員を対象としたセミナー・イベントを実施できます(実施要綱第2条第3号の取組)

総合教育センター6階の「シナジースクエア」において、企業や大学等のみなさまの専門的知見を活用した教職員向けのセミナーやイベントを実施することができます。

(シナジースクエア)



学校園の現場視察を行うことができます(実施要綱第2条第4号の取組)

企業や大学等のみなさまの専門的知見を学校園で活用していただくために必要であれば、学校園の授業や行事などの現場視察を受け入れます。ただし、現場視察の受入が可能な学校園がある場合に限りです。

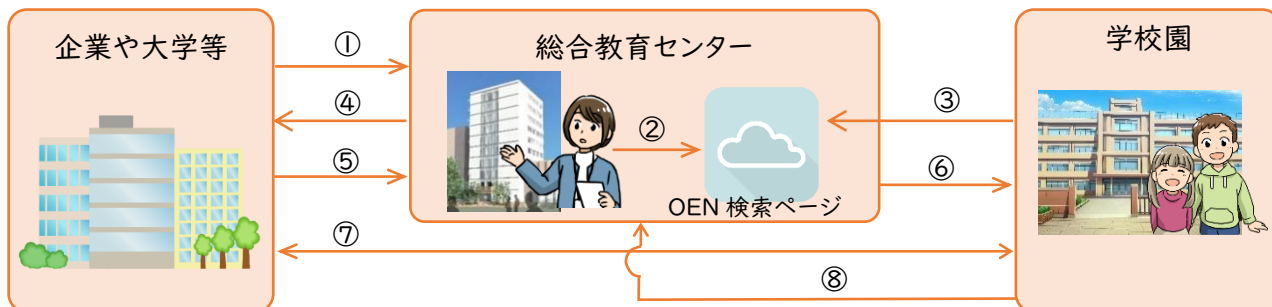
学校園を実習の場として活用できます(実施要綱第2条第5号の取組)

学校園を学生等の実習の場として活用することができます。ただし、受入が可能な学校園がある場合に限りです。

なお、教育職員免許状取得のための教育実習の受入については、別の手続きとなります。

OENへの登録から取組の実施までのイメージ

教職員の研修・研究、出前授業、施設見学等の場合(実施要綱第2条第1号及び第2号の取組)



- ① 企業や大学等が、提供できる取組の登録を申請する。
- ② 総合教育センターが、申請内容を確認の上「OEN 検索ページ」に情報を掲載する。
- ③ 学校園が、「OEN 検索ページ」を閲覧し、実施したい取組、実施希望時期等を総合教育センターに連絡する。
- ④ 総合教育センターが、企業や大学等に学校園の実施希望の内容を連絡する。
- ⑤ 実施可能であれば、企業や大学等が、総合教育センターに実施可能と連絡する。
- ⑥ 総合教育センターが、学校園に企業や大学等の連絡先を提供する。
- ⑦ 学校園が企業や大学等に連絡し、実施に向けた調整を行った後、取組を実施する。
- ⑧ 取組の実施後、学校園が総合教育センターに実施報告を行う。

教職員を対象としたセミナー・イベントの場合(実施要綱第2条第3号の取組)

企業や大学等が実施したいセミナー・イベントを登録した後、総合教育センターと実施に向けた調整を行います。

学校園の現場視察、実習の場として活用の場合(実施要綱第2条第4号及び第5号の取組)



- ① 企業や大学等が実施したい取組を登録する。
- ② 総合教育センターが条件に合う学校園の中から実施可能な学校園を探す。
- ③ 総合教育センターが企業や大学等に実施可能な学校園の連絡先を伝える。
- ④ 企業や大学等が学校園に連絡し、実施に向けた調整を行った後、取組を実施する。
- ⑤ 取組の実施後、企業や大学等が総合教育センターに実施報告を行う。

法人、国の機関、大学の教員又はそれに準ずると総合教育センターが認める者（ただし、宗教活動又は政治活動を目的とした団体は除く）であって、次に掲げる要件をすべて満たしているものが対象となります。

- ・ 登録内容が、大阪市の教育力の向上を図るものであると認められること
- ・ 本市又は学校園が講師謝礼を支払う必要がある場合は、本市の講師に係る謝礼金の取扱基準の範囲内であること
- ・ 本市又は学校園が講師謝礼以外の費用を支払う必要がある場合は、実費相当と認められる範囲内であること
- ・ 実施要綱第3条第2項第2号に掲げるもののいずれにも該当しないこと

参考：講師に係る謝礼金の取扱基準（抄）

大学の教員

職の区分	講義 時間当たりの謝礼金	
	基本額	上限額
教授	7,100 円	11,400 円
准教授	6,200 円	9,500 円
講師	5,200 円	7,600 円
助手	4,300 円	5,700 円

民間の専門研究家、官公庁の職員等

格付	職の区分			
	中央官庁	地方官庁	民間企業	その他
教授相当	局・部長級	局長級	部長級以上	民間の著名専門家
准教授相当	課長級	部長級	課長級以上	民間の専門研究員
講師相当	課長補佐・係長級	課長級	専門技術者	
助手相当	主任級	課長補佐・係長級		民間の技能者

※基本額欄に定めた額を原則とするが、これにより難しい特別の事情がある場合は、講師の業績等を考慮して、上限額欄に定める額の範囲内で決定することができる。

OEN への登録

登録の方法

[Osaka city Education Network \(OEN\) 登録申請フォーム](#)（以下「登録申請フォーム」と言います。）に入力していただくか、OEN 登録兼変更申請書（様式第1号）を総合教育センターにメールで提出してください。（メールアドレス：daigaku-renkei@city.osaka.lg.jp）

上記の「OENの対象となる『企業や大学等』の範囲」に記載の内容を満たすことが確認できれば登録します。

[OEN検索ページ](#)

登録いただいた取組の内、実施要綱第2条第1号及び第2号の取組については、登録者、学校園及び本市関係部署が閲覧及び検索することができるようにするため、[OEN 検索ページ](#)を令和6年12月から運用しています。ただし、登録いただいた情報の内、担当部署の情報（担当部署名、担当者氏名、連絡先等）は

OEN検索ページには公表せず、総合教育センターだけが保有します。担当部署の情報以外にOEN検索ページへの公表を希望しない情報があれば、登録する際に、登録申請フォーム又は OEN 登録兼変更申請書(様式第1号)の特記事項欄にその旨を記載してください。

なお、登録者が OEN 検索ページにアクセスするためには、登録後に総合教育センターがお知らせするID及びパスワードが必要です。

取組の実施に至った場合には、取組内容を共有する観点から本市ホームページ等で広く発信していきたいと考えています。その際は、事前に内容の確認をお願いしますので、ご協力よろしくお願いします。

OEN 検索ページのイメージ

OEN 検索ページは「一覧画面」と「取組画面」のページから構成されています。

Osaka city Education Network

一覧画面

OEN登録リスト【登録者】

- 登録内容を変更または削除したい場合は、登録した取組を検索していただき、取組内容ページの「登録変更または削除申請をする」のボタンをクリックしてください。
- 登録メニューを追加したい場合は、「登録申請をする」のボタンをクリックしてください。

登録申請をする

検索

絞り込み検索

全て

カテゴリ

- 教職員研修
- 教職員研修 (授業参観後の指導助言を含め研修)
- 出前授業
- 施設見学
- 体験活動の提供
- 総合教育センターでの教職員対象のセミナー・イベント
- 教職員研究支援
- その他

対象学年

教職員研修

大阪スポーツ大学 スポーツ学部 教授 大阪 太郎

体力向上育成プログラムについての説明

教職員研修 (授業参観後の指導助言を含め研修)

みおつくし商事株式会社

「大阪」をテーマとした探究学習

出前授業

大阪ICT工業株式会社

プログラミング学習

OSAKA CITY 大阪市

取組のテーマ又は画像を選択すると、取組画面のページに遷移します。

体力向上育成プログラムについての説明

取組画面

登録変更または削除申請をする

登録番号	カテゴリ	想定される教科等
026048	教職員研修	体育/保健体育
登録者名称	登録者ホームページ	
大阪スポーツ大学 スポーツ学部 教授 大阪 太郎	https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000626624.html	

体力向上育成プログラムについての説明

取組内容

児童生徒の体力向上に向けて、授業改善の視点や学校園で取り組むことができる環境

「大阪」をテーマとした探究学習

取組画面

登録変更または削除申請をする

登録番号	カテゴリ	想定される教科等
111111	教職員研修 (授業参観後の指導助言を含め研修)	社会,総合的な学習の時間
登録者名称	登録者ホームページ	
みおつくし商事株式会社	https://www.city.osaka.lg.jp/	

「大阪」をテーマとした探究学習

取組内容

子どもたちはグループで協力して課題に取り組み、チームワークと創造力を同時に育むことができます。実践的な学習活動を通じて、子どもたちは理論と実践のつながりを深く理解することができると考えます。

OEN 検索ページの閲覧者が、取組内容をイメージできるよう、「一覧画面」に1点、「取組画面」に2点まで画像を掲載することができます。掲載できる画像の条件は次のとおりです。

掲載いただける画像の条件

- ・ 取組内容をイメージできる画像であって、以下の条件を満たすことが必要です。ただし、一覧画面については、企業や大学等のロゴでも可とします。
- ・ 画像サイズ 横 300px 以上 × 縦 200px 以上
- ・ 画像の縦横比 横3:縦2
- ・ ファイル形式 jpg (jpeg) 又は png
- ・ ファイル容量 10MB 以下
- ・ 著作権等の知的財産権の処理が必要ないものを使用するか、必要な許諾手続きが済んだものを使用してください。
- ・ 第三者の肖像権や名誉・プライバシーその他の権利を侵害することのないように注意してください。
- ・ OEN検索ページへの画像掲載に際して起こった事故、その他一切のトラブル（掲載画像に関して知的財産権を有する者からの損害賠償請求等の法的請求を含む）については登録者の責任と負担で解決するものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。



なお、画像の掲載を希望されない場合は、一覧画面に右上の画像を掲載します。

登録内容の変更

登録いただいた内容に変更が生じた場合には、OEN 検索ページの当該変更が生じた取組のページから専用フォームに入力するか、OEN 登録兼変更申請書（様式第1号）を総合教育センターにメールでご提出ください。（メールアドレス：daigaku-renkei@city.osaka.lg.jp）

総合教育センターが変更内容を確認後、OEN 検索ページの情報を変更します。

● OEN 検索ページからの手続

体力向上育成プログラムについての説明

登録変更または削除申請をする

登録番号	カテゴリ	想定される教科等
026048	教職員研修	体育/保健体育

登録者名 大阪スポーツ大学 スポーツ学部 教授 大阪 太郎

登録者ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000626624.html>

体力向上育成プログラムについての説明

取組内容 児童生徒の体力向上に向けて、授業改善の視点や学校園で取り組むことができる環境



Osaka city Education Network (OEN) 登録変更または削除申請

申込種別: 登録変更申請 登録削除申請

登録番号: 026048

登録者名: 大阪スポーツ大学 スポーツ学部 教

「登録変更申請」を選択し、以下入力

Osaka city Education Network 募集要項第3条に基づき、登録申請します。

以下、変更する内容については「変更する」を選択し、変更後の内容をご入力ください。

▼登録者情報について

変更する 変更しない

▼担当部署情報について

変更する 変更しない

登録の取消し

登録を取り消す場合は、OEN 検索ページの取り消したい取組のページから専用フォームに入力するか、OEN登録削除申請書（様式第3号）を総合教育センターにメールでご提出ください。（メールアドレス：daigaku-renkei@city.osaka.lg.jp）

総合教育センターが変更内容を確認後、OEN 検索ページから情報を削除します。

このほか、実施要綱第7条第2号から第6号に該当する場合は、総合教育センターが登録を取り消すことがあります。

● OEN 検索ページからの手続

体力向上育成プログラムについての説明

登録変更または削除申請をする

登録番号 026048
カテゴリー 教職員研修
想定される教科等 体育、保健体育

登録者名 大阪スポーツ大学 スポーツ学部 教授 大阪 太郎

登録者ホームページ <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000626624.html>

体力向上育成プログラムについての説明

Osaka city Education Network (OEN) 登録変更または削除申請

申請種別 *
 登録変更申請 登録削除申請

登録番号 026048
登録者名 大阪スポーツ大学 スポーツ学部 教

「登録削除申請」を選択し、以下入力

Osaka city Education Network事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

削除希望年月日

削除希望理由

戻る

取組の中断

実施要綱第8条第1項の各号に該当する場合で、当該事項が解消又は是正される見込みがあると総合教育センターが判断するときは、登録の取消しは行わないものの、取組の実施に向けた調整を行わないことがあります。

この場合、解消又は是正がなされ、その旨を本市に書面で報告し、当該事項が解消又は是正されたら総合教育センターが確認したときは、取組の実施に向けた調整を再開することができます。

取組の実施

登録後、3 ページの「OENへの登録から取組の実施までのイメージ」に記載のとおり、取組の内容に応じて実施に向けた調整が行われます。取組を実施する学校園が決まりましたら、必要に応じて、学校園と実施に向けた打ち合わせを行っていただいた後、取組を実施してください。

シナジースクエアでのセミナーやイベントの実施をご希望の場合は、総合教育センターと実施に向けた調整を行っていただくことになります。

事前の打ち合わせ

学校園との事前の打ち合わせ内容は、取組により様々ではありますが、学校園が確認したい内容としては次のようなものが考えられます。

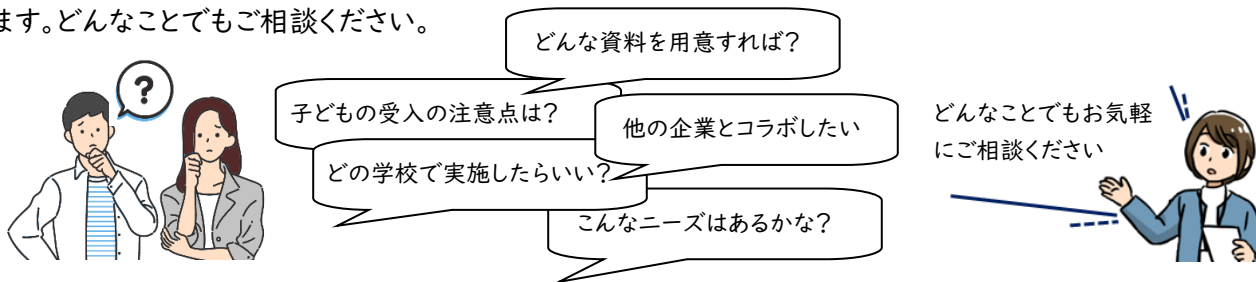
- ・ 実施日、実施時間、1日の流れ(到着時間、準備や片付けに要する時間、来校手段など)
- ・ 必要な準備物の内容と用意する主体
- ・ 実施内容と学校園での学習内容との関連
- ・ 取組の実施に際し教職員の役割の有無、有の場合その内容
- ・ (経費が発生する場合) 支払い額、支払い時期等

出前授業実施の手引き

[出前授業実施の手引き](#)を作成し、大阪市ホームページに掲載しています。話し方のポイントや資料作成の留意点など、出前授業以外にも役立てていただける内容をまとめているので、取組の実施前にご一読ください。

OEN コーディネーター

取組の実施に向けて、総合教育センターに配置したOENコーディネーターに相談していただくことができます。どんなことでもご相談ください。



実施報告

学校園の現場視察、学校実習を実施した場合(実施要綱第2条第4号及び第5号の取組)、終了後速やかに [Osaka city Education Network \(OEN\) 実施報告フォーム](#) に入力していただくか、OEN実施報告書(様式第2号)を総合教育センターにメールで提出してください。(メールアドレス:daigaku-renkei@city.osaka.lg.jp)

教職員の研修・研究をご支援いただいた場合(実施要綱第2条第1号の取組)、又は、出前授業や施設見学等にご協力いただいた場合(実施要綱第2条第2号の取組)は、学校園が実施報告を行いますので、企業や大学等のみなさまからの提出は不要です。

シナジースクエアでイベントやセミナーを実施していただいた場合は、イベントやセミナーの内容により、実施報告書の提出をお願いすることがあります。

取組内容の公表

登録者による公表

取り組んだ内容をホームページや印刷物等で第三者に公表を希望される場合は、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を遵守いただくとともに、公表しようとする内容を事前に学校園に確認し了承を得てください。

総合教育センターによる公表（OEN 活用事例集）

総合教育センターは、取組内容を共有する観点から、学校園が提出した実施報告をもとに OEN 活用事例集を作成し、本市ホームページに公表します。作成の際に、内容の確認や取組の感想をお伺いする場合がありますので、ご協力よろしくお願いします。

なお、すべての取組を OEN 活用事例集に掲載するとは限りませんのでご了承ください。

Q&A

Q1 既に学校園と連携した取組を進めていますが、OENへの登録は必要ですか。

A1 OENに登録しなくても継続して取り組んでいただけますが、OENに登録していただくことで、既に連携している以外の学校園へ取組を広げていくことができるようになります。

Q2 実施希望があれば、必ず実施しないといけないのですか。

A2 無理のない範囲で実施してください。実施希望をお断りいただくことも可能です。逆に、ご登録いただいても実施希望がない場合もありますのでご了承ください。

Q3 「本市又は学校園が講師謝礼以外の費用を支払う必要がある場合は、実費相当と認められる範囲内であること」とありますが、どういったものが実費相当と認められるのですか。

A3 取組の内容により異なるので一概には言えませんが、講師の交通費、施設見学の際の既定の入場料等、体験活動等において最終的に子どもたちの所有に属することになる材料代などを想定しています。

Q4 実施する地域を限定して登録することはできますか。

A4 行政区を限定して登録していただくことができます。

Q5 OEN 検索ページには必ず画像を掲載しなければならないのですか。

A5 画像の掲載は任意です。

Q6 OEN 検索ページに掲載できる画像はどのようなものになりますか。

A6 取組内容の様子が見える画像を想定しています。なお、一覧画面に限り、企業や大学等のロゴ（社章・校章含む）も可としています。

総合教育センターが取組内容と関係がないと判断した画像については、差替えをお願いしますのでご了承ください。

Osaka city Education Network 事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における教育力の向上を図るため、本市及び市立学校園（以下「学校園」という。）と本市の教育方針に沿った協力を行おうとする者（以下「登録者」という）とによるネットワークを構築し運用する、Osaka city Education Network 事業（以下「OEN」という。）の実施に必要な事項を定める。

(取組内容)

第2条 OEN は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる取組を行う。

- (1) 本市教職員の研修及び研究の支援
- (2) 学校園の園児・児童・生徒又はその保護者を対象とする出前授業や施設見学等の実施
- (3) 本市教職員を対象とするイベントやセミナー等の実施
- (4) 登録者による学校園の現場視察
- (5) 学校園を登録者への実習の場として提供

(登録手続き等)

第3条 OEN への登録を希望する者は、本市ホームページの専用フォームに登録申請情報を入力するか、又は OEN 登録兼変更申請書（様式第1号）を本市へ提出するものとし、登録内容の変更については OEN 検索ページの専用フォームに変更内容を入力するか、又は OEN 登録兼変更申請書（様式第1号）を本市へ提出するものとする。

2 本市は、前項による登録申請情報若しくは変更内容を入力又は申請書を提出した者が、次の各号に掲げる要件に適合するときは、申請を承諾し、登録者として登録又は変更内容を承諾したことを通知し、次の各号に掲げる要件に適合しないときは、申請を承諾しないことを通知する。

(1) 次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 法人若しくは国の機関又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の教員若しくはそれに準ずると本市が認める者であること。ただし、次に該当するものを除く。

(ア) 宗教活動を目的とした団体

(イ) 政治活動を目的とした団体

イ 登録内容が第1条に掲げる目的達成に資すると認められること。

ウ 前条第1号から第3号の取組の実施に係る講師謝礼については、本市の講師に係る謝礼金の取扱基準の範囲内であること。

エ 講師謝礼以外の費用については、実費相当と認められる範囲内であること。

(2) 次に掲げるもののいずれにも該当しないこと。

ア 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの

イ 公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの

ウ 民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続き中のもの

エ 国税又は地方税の未納があるもの

オ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けているもの

カ 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの

キ 政治活動を助長するおそれのあるもの

ク 宗教活動を助長するおそれのあるもの

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員であるもの

コ 大阪市暴力団排除条例(平成 23 年大阪市条例第 10 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であるもの

サ 次に掲げる業種のいずれかに該当するもの

(ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種を営むもの

(イ) たばこの製造又は販売を営むもの

(ウ) ギャンブルに関する業種を営むもの(宝くじに係るものを除く)

シ その他、本市が適当でないと認めるもの

3 本市は、第 1 項による申込内容を確認するために必要となる書類の提出を求めることができる。

(登録者情報の公表)

第4条 本市は、登録者の名称及び協力内容を学校園及び登録者が閲覧及び検索することができるようにするため、OEN 検索ページを運用するものとする。ただし、OEN 検索ページへの公表は第 2 条第 1 号及び第 2 号の取組を実施しようとする登録者に限る。なお、登録者が公表を希望しない場合はこの限りではない。

(学校園と登録者との調整等)

第5条 第 2 条の取組(以下、「本取組」という。)を実施するため、総合教育センターに学校園と登録者の調整を行う OEN コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)を配置する。

2 学校園及び登録者が、本取組を実施しようとするときは、コーディネーターに連絡するものとする。

3 学校園及び登録者は、本取組を実施しようとするにあたり、コーディネーターに相談することができる。

4 コーディネーターは、前項の相談を受けたときは、本取組の実施につながるよう調整するものとする。

(実施後の報告)

第6条 本取組の実施が完了したときは、第2条第1号及び第 2 号の取組については学校園が、第2条第4号及び第5号の取組については登録者が、OEN 検索ページの専用フォームに実施報告への入力、又は OEN 実施報告書(様式第2号)により速やかに本市へ報告するものとする。

(登録の取消し)

第7条 本市は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合、登録を取り消すことができる。

(1) 登録者が、OEN 検索ページの専用フォームに登録削除申請を入力、又は本市にOEN登録削除申請書(様式第3号)を提出したとき

(2) 登録者が廃業、廃止又は解散したとき

(3) 登録者が第3条第 2 項第 2 号各号に掲げる要件(以下「不適格事由」という。)のいずれかに該当することが明らかとなり、解消又は是正の見込みがないと本市が判断したとき

(4) 登録者が本取組の実施にあたり、自己の利益のためにのみ活動し、第 1 条の目的の達成につながらないと本市が判断したとき

(5) 登録者が第10条又は第11条の規定に反したことが明らかになり、解消又は是正の見込みがないと本市が判断したとき

(6) その他、登録が適当でないと本市が判断したとき

2 前項により登録を取り消したときは、OEN 登録削除通知書(様式第4号)により登録者に通知する。

(取組の中断)

第8条 本市は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当するものの、当該事項が解消又は是正される見込みがあると判断するときは、当該登録者と登録している状態を維持しつつも、本取組を実施しない措置

を講ずるものとする。

(1) 登録者が不適合事由のいずれかに該当することが明らかとなったとき

(2) 登録者が本取組の実施にあたり自己の利益のためにのみ活動し、第 1 条の目的の達成につながっていないと本市が判断したとき

(3) 登録者が第 10 条又は第 11 条の規定に反したことが明らかとなったとき

2 前項に規定する措置を講じた場合において、当該登録者が前項各号に該当しなくなった旨を書面により本市に報告し、本市が、当該登録者が前項各号に該当していないことを確認したときは、本取組の実施を再開することができる。

(実施に係る費用)

第 9 条 本市は、本取組の実施及び第 3 条第 1 項に掲げる登録手続きの実施にあたり、登録者に費用の負担を求めないものとする。

2 登録者は、本取組の実施にあたり必要となる経費については、第 3 条第 1 項の申請の際に記載された登録内容を除き、本市及び学校園に費用の負担を求めないものとする。

(活動内容の第三者への公表)

第 10 条 登録者及び学校園は、本取組の活動内容を第三者に公表しようとするときは、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(以下、「保護法」という。)及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和 5 年大阪市条例第 5 号)(以下、「保護条例」という。)を遵守するとともに、公表しようとする内容を双方が了承した後でなければ公表してはならない。

(秘密の保持)

第 11 条 登録者は、本取組の実施にあたり保護法及び保護条例を遵守し、活動を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、第 7 条の取消しを受けた場合においても同様とする。

2 登録者は、知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 21 日から施行する。

OENガイドブック改訂履歴

- | | |
|-----------------|--|
| 令和 6 年 7 月 1 日 | OEN ガイドブック ver1 |
| 令和 6 年 12 月 9 日 | OEN ガイドブック ver2
OEN 検索ページの運用開始に伴い改訂 |
| 令和 7 年 3 月 21 日 | OEN ガイドブックver3
OEN 活用事例集の運用開始に伴い改訂 |

編集・発行

令和7年3月21日

大阪市総合教育センター

〒543-0054 大阪市天王寺区南河堀町4-88

電話:06-6718-7446 ファックス:06-6771-1650

メールアドレス:daigaku-renkei@city.osaka.lg.jp